

分野別計画（原案）

【環境・アメニティ】

施策 1 : 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

施策 2 : ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造

施策 3 : 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

施策1:地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

1. 現状と課題

- ~~環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、社会全体で環境への関心を高めていくとともに、市民・事業者・行政が連携・協働しながら、それぞれの役割と責任を意欲的に果たしていくことが大切です。そのため、日常生活や事業活動のあらゆる場面で環境に配慮するとともに、環境教育への取組、各主体の環境保全活動、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進する必要があります。~~
- ~~現在、地球温暖化対策は早急に取り組まなければならない大きな問題です。代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量は、本市では運輸部門や民生家庭部門、民生業務部門からの排出が多いため、市民や事業者への情報提供・普及活動を通じ、社会全体で排出量の抑制に取り組むことが重要です。~~
- 環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、本市が第一に取り組むべき課題として、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化の問題があります。地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち最も大きな割合をしめる二酸化炭素は、本市では運輸部門や民生家庭部門、民生業務部門からの排出量が多くなっており、市民・事業者・行政の連携・協力のもと、排出量の抑制のため、それぞれの役割と責任を意欲的に果たしていくことが大切です。**
- 環境の保全と創造により良好な生活環境を確保するためには、社会全体で環境への関心を高め、日常生活や事業活動のあらゆる場面で環境に配慮するとともに、環境教育への取組、各主体の環境保全活動、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進する必要があります。**
- また、節電対策等の省エネルギー化の推進や、代替エネルギーとしての**太陽光など**再生可能エネルギー等の導入促進、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーの更なる活用など、**新たな**エネルギー政策に係る取組の推進が**も**重要な課題となっています。
- 特に、平成23年12月に国から指定を受けた、低炭素で域内の高効率なエネルギー管理を可能とする「次世代自動車・スマートエネルギー特区」に係るを活用し、都市の低炭素化、エネルギーセキュリティの確保等、先駆的な**取組を推進する必要があります。

グラフや図表を配置予定

2. 目指す方向性

だれもが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むことで、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまち、地球規模の環境問題に地域から行動する環境先進都市を目指します。

3. 成果目標

成果指標	現状値	目標値	
		H28	H32
市民一人あたりの温室効果ガス排出量	4.12t-CO ₂ (H21)	3.53 t-CO ₂	3.19 t-CO ₂
地球温暖化対策など、環境の向上に熱心に取り組んでいるまちだと感じる市民の割合	38.3% (H24) ※1	42.0%	46.0%
節電・省エネなど、ライフスタイルの転換につながる行動を積極的に実践している市民の割合	23.1% (H24) ※2	25.0%	30.0%

※1 平成 24 年度次期基本計画策定に向けた市民アンケート調査（市企画調整課）において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

※2 平成 24 年度次期基本計画策定に向けた市民アンケート調査（市企画調整課）において、「積極的に実践している」と答えた市民の割合

4. 施策展開

(3-1) 地球温暖化対策の推進環境負荷の少ないまちづくり

- 住宅やオフィス等の省エネルギー化、公共交通機関の利用促進など、環境負荷の少ない都市整備に取り組みます。
- 地球温暖化対策に関する情報を積極的に発信し、市民・事業者への意識啓発を通じて、環境負荷の少ない商品の開発や技術の向上、節電省エネルギーやモビリティ・マネジメントの推進、エコドライブの実践を促すなど、市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルの転換を図ります。

(3-2) 環境の保全と創造に向けた環境教育や活動の推進

- ~~教材の作成や提供、教員の研修会などを通して、学校における環境教育の充実を図ります。~~
- 環境への関心や学習意欲を高めるため、学校における環境教育の充実を図るとともに、環境関連の情報を積極的に提供発信し、子どもから高齢者まで、だれもが情報収集や学習をすることができる機会や場所の創出に取り組みます。
- 環境に関する情報の共有や対話など環境コミュニケーションを通じて、市民と事業者と地域住民が協働連携・協力して環境の保全に取り組む社会を構築します。

(3-3) 良好な生活環境の確保

- きれいな空気や水を保全するため、環境の状況に関する調査を実施するとともに、工場・事業場等への適切な検査や指導、規制に取り組みます。
- ~~快適な生活環境を確保するため、騒音・振動・悪臭等に対する適切な監視、指導等に取り組みます。~~
- 騒音・振動・悪臭等に対する適切な監視、指導等に取り組み、快適な生活環境の確保を図ります。

(4) 再生可能エネルギー等の導入促進

- 太陽光や太陽熱など、二酸化炭素排出量や環境負荷の少ない自然再生可能エネルギーの活用を推進します。
- ごみを焼却した際に発生する熱エネルギー等を有効に活用するなど、効率的なエネルギー政策を推進します。

(5) 次世代自動車・スマートエネルギー特区を活用した「環境未来都市」の実現

- 次世代自動車の普及を促進するとともに、ガソリン、天然ガスに加え、電気、水素など多様なエネルギーが供給可能なハイパーエネルギーステーション、互いにエネルギーを融通し合い、エネルギー利用の最適化を図るスマートホーム・コミュニティ及び環境にやさしく、地域の手軽な移動手段となる低炭素型パーソナルモビリティの普及を推進します。

施策 2：ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造

1. 現状と課題

- ・ 本市のごみ排出量は、平成 23 年度において一人 1 日あたりに換算すると 948g とな**っています**。~~り~~指定都市 20 市の中では 6 番目に少ない水準とな**っていますが**、**ここ数年は、1kg を下回っていますが**、経済状況等によっても変化するため、今後もより一層の減量を**進めるに**~~取り組む~~**必要がある**とあります。
- ・ また、処理施設の老朽化が進み、施設の更新が課題となっているほか、ごみ 1 t 当たり処理経費が近年増加傾向にあるため、ごみ処理経費の大幅な削減を推進する必要があります。
- ・ さらに、市内の最終処分場は、現状のまま埋立を行った場合、今後 15 年程度で満杯状態になる見込みであるため、埋立量を抑制し、現存施設の延命化に努める必要があります。
- ・ これらの課題に対応するため、市民・事業者との連携・協力のもと、ごみの発生・排出の抑制、資源のリサイクルを適切に実施し、環境への負荷が少なく効率的なごみの処理を推進することが重要です。

グラフや図表を配置予定

2. 目指す方向性

環境負荷の少ない循環型都市（めぐるまち）の実現に向け、**市民、事業者、行政が連携・協力し**、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 R を**積極的に**進め、ごみを減量し、**適切に**資源を有効活用するまちを目指します。

3. 成果目標

成果指標	現状値	目標値	
		H28	H32
市民1人1日当たりのごみの排出量	948g (H23)	897g	858g
ごみ総排出量に対する最終処分比率	7% (H23)	6%	5%
日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合	77.9% (H24) ※	80.1%	81.5%

※ 平成24年度次期基本計画策定に向けた市民アンケート調査（市企画調整課）において、「積極的に取り組んでいる」「ある程度取り組んでいる」と答えた市民の割合

4. 施策展開

（1）廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進

- ~~・マイバッグ持参によるレジ袋の自粛など、ごみの発生・排出の抑制（リデュース）を推進します。~~
- ~~・衣類を譲り合うなど繰り返し使う、再利用（リユース）を推進します。~~
- ・ 買い物時のマイバッグ使用、外出時のマイボトル持参など、ごみの発生・排出の抑制（リデュース）とともに、不要になったものを譲り合うなどの再利用（リユース）を推進します。
- ・ ペットボトルや古紙の回収など再び資源化する、再生利用（リサイクル）を推進します。
- ・ 3Rの取組を普及・促進させるため、市民・事業者に向けて取組事例や成果等の情報を積極的に提供し、取組への理解や行動につなげます。

（2）廃棄物の循環利用と適正処理の推進

- ・ 処理時に発生する熱エネルギーの回収率の向上や焼却灰の資源化など、廃棄物の循環利用を推進します。
- ・ ごみの減量・減容化を進め、処理施設の負担軽減を図るとともに、プラント設備の更新や老朽化施設の適切な統廃合を推進します。
- ・ 産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対して、その適正処理を指導し、循環利用を推進します。また、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、パトロール等の監視体制を強化します。

施策 3：人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

1. 現状と課題

- 本市は、首都圏有数の自然資源として、中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には元荒川等が市街地を挟むように位置しており、緑の骨格を形成しています。また、野鳥や水生生物など様々な生きものが生息する緑地や水辺が現存するなど、都心近郊にありながら、貴重な自然が多く残っており、本市の原風景を作り出すとともに、心の安らぎや潤いを与えてくれています。
- しかし、経済活動の拡大や都市化の進展等に伴い、樹林地や池沼は年々減少を続けており、今後もこの傾向は続く予想されています。特に、首都圏に残された貴重な緑地空間であり、治水機能や防災機能を有する見沼田圃の保全・再生については、耕作者や土地所有者による営農努力や従来の行政の取組だけでは困難になりつつあり、市の重要課題の一つとなっています。
- ~~都市化の進展に伴い、樹林地や池沼は年々減少を続けており、今後もこの傾向は続く予想されています。特に、首都圏に残された貴重な緑地空間である見沼田圃を保全していくことは、市の最重要課題の一つとなっています。~~
- また、市内には、氷川神社や岩槻城址などの歴史・文化のほか、さいたま新都心周辺に代表される新たな街並み、さらに様々な伝統行事やイベント等を含めて景観資源が豊富にあります。これらを生かし、都市と自然が調和した景観を形成していくことが重要です。
- これらの資源を次世代に継承するべき貴重な財産として保全・活用・創造していくためには、市民の理解や様々な活動への参加が重要となっています。

グラフや図表を配置予定

2. 目指す方向性

見沼田圃や荒川など多様な動植物が生息する自然環境の保全・活用・再生と、都市緑化の推進と身近な水辺環境の保全・創出することにより、個性豊かで魅力ある景観を形成することにより、人と自然が共生する緑豊かな美しいまちを目指します。

3. 成果目標

成果指標	現状値	目標値	
		H28	H32
緑化協議により創出された緑化面積（累計）	47.1ha (H23)	90ha	130ha
緑や水辺などの自然が身近にあると感じる市民の割合	68.3% (H24) ※1	70.0%	72.0%
自然環境の保全活動に取り組んでいる市民の割合	29.0% (H24) ※2	31.0%	33.0%
市内の景観（まちなみ、自然等）に魅力を感じる市民の割合	48.4% (H24) ※1	50.0%	60.0%

※1 平成24年度次期基本計画策定に向けた市民アンケート調査（市企画調整課）において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

※2 平成24年度次期基本計画策定に向けた市民アンケート調査（市企画調整課）において、この1年間で「自然環境の保全活動」への参加が「ある」と答えた市民の割合

4. 施策展開

（1）水と緑の保全と再生

- ・ ~~自然環境を形成している緑地の保全に取り組むとともに、市民・事業者等との連携・協力による情報提供や意識啓発、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区の指定など市民に身近で豊かな緑の確保・再生に取り組みます。~~ **を通じ、身近な緑地や里やまなどの自然環境及び生物多様性の保全・再生に取り組みます。**
- ・ 自然の残る水辺を適切に保全するとともに、市民の憩いの場としての環境整備に取り組みます。
- ・ 市内に広がる見沼田圃等の緑地空間と荒川に代表される河川とのネットワーク形成を推進します。
- ・ ~~市民・事業者・行政の連携・協働による情報提供や意識啓発を通じ、生物多様性や自然環境の保全に取り組みます。~~
- ・ 雨水の有効利用を促進し、健全な水循環の保全・再生に取り組みます。

（2）見沼田圃の次世代への継承

- ・ 見沼田圃の特性を生かし、土地利用、農、自然環境、歴史・文化、観光・交流、教育市民活動などに関する様々な取組を総合的に推進することなど、~~見沼田圃の保全を図ります。~~ **誰もが憩うことのできる心のふるさととして、魅力ある見沼田圃の再生・活性化を図るとともに、かけがえのない環境資産として守り育てます。**

（3）魅力ある都市景観の形成

- ・ 地域の都市景観の形成に影響を与える建築物等について景観誘導を行うとともに、一定規模の建築物等には条例に基づく届出により、周辺と調和した一体感のある街並みの形成・誘導を図ります。
- ・ 優れた都市景観の形成、啓発、普及等を図ります。
- ・ まちの美観や美化に関する市民の意識啓発を図るとともに、地域の活動を支援します。

【環境・アメニティの分野】（仮称）皆さんも取り組んでみませんか？

市民、団体、事業者などの方々とともに、より良いまちをつくっていききたいと考えています。

ここでは、本計画の検討に当たり開催した市民ワークショップでのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

施策1 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

施策2 とともに取り組み、参加する めぐるまち(循環型都市)の創造

- 日頃から節電、公共交通機関の利用、エコドライブ等を心掛ける。
- できるだけ省エネ・リサイクル製品を購入する。また、買物の際にはマイバックを持参し、事業者は簡易包装に取り組む。
- 家庭、地域、職場等で、ごみの分別を徹底するなどしてリデュース（ごみの発生抑制）に努めるとともに、リユース（再利用）やリサイクル（再生利用）に取り組む。

施策3 人と自然が共生する緑豊かな都市の創造

- ポイ捨てや歩きたばこをしない、自宅や会社のまわりのごみを拾うなど、身近な場所の美化を心掛ける。また、地域でのごみ拾いなど環境の保全や美化活動に、家族や友人を誘って参加する。
- 子どもや家族と見沼田圃や河川など自然に触れる機会を増やす。また、自然環境の保全活動に家族や友人とともに参加する。
- 住宅や建物を建築する際などには、景観や自然環境の保全に配慮する。